

各 位

会 社 名： 株式会社レグス
代 表 者 名： 代表取締役社長 内川 淳一郎
(J A S D A Q ・ コード番号 4286)
問 合 せ 先： 執行役員マネジメント部長 堀 康夫
電 話： 03-3408-3090

ストックオプション（新株予約権）の割当てに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成20年3月26日開催の当社定時株主総会の委任を受け、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とします。

II. 募集新株予約権の発行要領

1. 募集新株予約権の名称 株式会社レグス第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 140株

上記株式の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる募集新株予約権に対する申込の総数が上記株式の数に達しない場合は、その申込みの総数をもって目的となる株式の数とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てる。

3. 募集新株予約権の総数 140個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

各新株予約権の目的となる株式の数は1株とする。ただし、上記2.に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4. 募集新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

6. 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社普通株式につき、次の①または②の事由が生ずる場合、それぞれ次の算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

①当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「新規発行前の株価」は、調整後行使価額を適用する日（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ii 行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替える。

(2) 上記(1)①および②に定める場合のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合など、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

7. 新株予約権の権利行使期間

平成25年3月26日から平成30年3月25日まで

8. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の従業員ならびに社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、

「割当契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の従業員ならびに社外協力者たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の相続は認めない。

(3) 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

(4) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の平成 20 年 3 月 26 日開催の定時株主総会決議および平成 20 年 4 月 23 日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

9. 新株予約権の取得事由および条件

(1) 当社は、新株予約権者が上記 8. に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。

12. 募集新株予約権を割り当てる日

平成 20 年 4 月 30 日

13. 募集新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる募集新株予約権の数

社外協力者 3 名に 140 個を割り当てる。

以 上